

【春試験】市職員募集！

問 職員課人事研修係

「やっぱり青梅」と誇ることができる魅力に満ちたまちづくりを進める市職員として活躍したい、という方をお待ちしています！

採用時期 令和7年4月

※既卒者等で前倒し採用する場合あり

申し込み 4月30日までにマイナビ2025

(右記2次元コード)から



職種	受験資格等
一般事務	受験資格等詳細は市ホームページ(下記2次元コード)をご覧ください。
一般事務(福祉)	
一般事務(身体・精神・知的障害者)	
一般技術(土木)	

青梅市役所Q&A～青梅市役所ってどんな職場？～

Q. 勤務地はどのような場所があるのですか？

A. 主に青梅市役所ですが、ポートレース多摩川や総合医療センター、各市民センター等があります。

Q. 有休取得状況はどのくらいですか？

A. 年度平均14.9日です。また有休取得率は女性100%、男性44.4%です。(いずれも令和4年度実績)

Q. 職場の雰囲気を教えてください。

A. 職員の紹介動画を公開中です！

こちらからご確認ください！



くみまちコミュニティスペースがオープン

問 社会教育課、企画政策課

イベント…カインズ青梅インター店 ☎30-1100

市と㈱カインズは、さらなる地域発展を図ることを目的として包括連携協定を締結しました。

連携の一環として、カインズ青梅インター店に、子育て世代を中心とした多世代の交流スペースとして「くみまちコミュニティスペース」をオープンします。

今後市とカインズ青梅インター店によるイベントを開催予定です。

イベント情報は、市またはカインズ青梅インター店ホームページでお知らせします。

日程	イベント内容
4月21日(日) 4月27日(土)	親子で育てよう！プランター野菜
5月4日(土) 5月5日(日)	お店の中を探検！ 家族で解決クイズラリー
5月11日(土)	ミニ・ガーデンチェアをDIY！
5月12日(日)	お母さんにお花を贈ろう！ 選べるキッズDIYワークショップ



協定締結式の様子

生ごみたい肥化講習会

日時 5月25日(土) 午前9時30分～11時頃

会場 市役所2階204～206会議室

内容 ダンボールコンポスト(ダンボール箱の中に土壌改良材を入れて、微生物の力で生ごみを分解し、生ごみからたい肥を作る)の作成。ダンボールコンポストを使って、生ごみを資源にすることで、燃やすごみの量を減らすことができます。

定員 先着30組(予約制)

持ち物 2日分の朝刊(新聞)、筆記用具、大きめのTシャツ(メンズLサイズ程度)

その他 終了後、約8kgのダンボールコンポストをお持ち帰りいただきます。

申し込み 4月17日～26日に電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ

2050年ゼロカーボンシティ実現に向けて

省エネルギー住宅改修補助制度

問 環境政策課ゼロカーボンシティ推進係



既存住宅に対して高断熱窓の設置改修を行う場合に、費用の一部を補助します。

要件 次のすべてを満たす方

- ・市内に住民登録があり、自己所有の住宅に自家用として機器を設置・改修すること。
- ・都の「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」の補助要件を満たしていること。
- ・交付決定後、アンケートに協力できること。
- ・市税の滞納をしていないこと。
- ・4月1日～3月31日に設置が完了していること。

補助金額

10万円または機器設置費用の本人負担額の1/2のいずれか低い金額

申請期日 令和7年4月11日(必着)

※国や都の補助金との併用可

創業者を応援します

問 おうめ創業支援センターBegin! ☎84-2670
市商工業振興課工業振興係

青梅市空き店舗活用事業補助金

対象 市内で空き店舗を活用して事業を開始する方

※改修工事着手前に手続きが必要

交付金額 施設の改修にかかる経費の2分の1以内で、最大100万円

※1,000円未満は切り捨て

受付期限 12月20日(消印)

いずれも

- ・期間終了前でも、予算がなくなり次第受付を終了
- ・事前に特定創業支援事業による支援を受け、証明書の交付を受ける必要あり。
- ・創業セミナー等の受講は「おうめ創業支援センターBegin!」へご相談ください。
- ・詳しい対象要件や申請方法は、市ホームページ(2次元コード)をご確認ください。



青梅市創業者応援事業補助金

対象 市内で事業を開始する方

交付金額

- ・市内で新たに事業を開始した方…20万円
- ・補助金申請の前年度から申請日までの間に市内へ移住し新たに事業を開始した方…30万円

受付期限 2月28日(消印)



良好な景観形成の推進にご協力を

問 都市計画課開発指導係



市内で一定規模以上の建築行為等を行う場合には、事前に市へ届け出ることを義務付けています。また、重点的に景観形成を図る地区として指定している地区は、届け出対象行為の規模等が一般地区と異なりますので注意してください。

景観形成を図る地区

対象地区 森下町、上町、仲町、本町、住江町、西分町の一部、多摩川沿川、御岳溪谷周辺、釜の淵公園周辺

届け出対象行為 建築物の建築、工作物・広告物の設置等(規模にかかわらず)

一般地区(上記以外の地区)

届け出対象行為 一定規模以上の建築物の建築等